

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング実施要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、行政が活用したい公共施設について、優れたノウハウ・アイデアを持つ民間事業者等に暫定利用してもらう仕組みのことです。市は公共施設の市場性を把握することができ、活用の方向性が検討しやすくなる一方で、民間事業者等はニーズや収益性、使い勝手の検証を踏まえて事業性を確認することができる社会実験です。

2 花見川千本桜緑地におけるトライアル・サウンディング実施の目的

千葉市では、これまでの行政主体の取り組みだけでなく、民間事業者等との公民連携を加速し、一層柔軟に使いこなす新たな発想や仕組みを取り入れることで、市民の河川に対する親しみや関心を高め、日常的な賑わいの創出や地域活性化することを目指しています。

今回、花見川千本桜緑地を対象としたトライアル・サウンディングを実施することにより、河川沿川に広がる公園緑地を暫定的に利用し、実際の集客性や採算性を確認することで、具体的かつ実現性の高い提案に結び付け、将来的に第二の水辺拠点の形成を目指し、河川空間のオープン化制度や民活導入も視野に入れた社会実験を実施することを目的とします。

3 社会実験の対象施設

花見川千本桜緑地（花見川区瑞穂 1 丁目 3－1 他）の一部

※詳細は、巻末資料「2. 対象区域」を参照してください。

4 期待する効果

本社会実験の実施により、次のような効果を期待しています。

【民間事業者等の主なメリット】

- ・限られた期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公園で普段できないことにチャレンジすることで、新たな事業の契機となります。

【千葉市の主なメリット】

- ・暫定利用を通じた民間事業者等との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- ・民間事業者等からの提案（イベント開催等）により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園周辺のエリア価値の向上が期待できます。
- ・今後の公民連携事業を盛り上げる機運の醸成ができます。

(案)

5 スケジュール

日程	内容
令和7年10月1日(水)	トライアル・サウンディング実施要項の公表
令和7年10月1日(水)～令和8年2月28日(土)	提案募集期間
令和7年11月1日(土)～令和8年3月31日(火)	トライアル・サウンディングの実施期間

6 参加資格要件等

(1) 参加者の条件

①対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

②役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループの場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、その代表者が各々の役割分担を明確にしたうえで応募するものとします。

③周辺の清掃

活用前後には活用箇所周辺の清掃を行うこと。

④情報発信

活用について承認された後、自身のホームページやSNS等で積極的に周知すること。

⑤ホームページの公表

活用後に感想や来場者数、活用の様子が分かる写真の提供等（実施報告書の提出）に協力し、回答内容を市がホームページやSNSで公表することについて承諾すること。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員およびその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

(案)

7 トライアル・サウンディングの流れ

(1)	事前相談・現地調査	電話もしくは応募フォームからお申込みください。
(2)	利用申込書等の提出	暫定利用を希望する民間事業者等は、利用申込書等を提出してください。
(3)	提案審査	提案内容について、本市が審査します。 提案内容が本社会実験の目的に沿う場合は、暫定利用の実施を認定します。
(4)	使用許可等の申請	認定された提案について、千葉市都市公園条例施行規則に基づく、都市公園占用許可申請書等の書類を提出し、事業実施に必要な使用および減免の許可を受けてください。
(5)	暫定利用の実施	提案内容に応じた暫定利用を実施します。
(6)	実施報告書等の提出	暫定利用終了後、使用実績等をまとめた実施報告書等を提出してください。使用実績等は、ホームページ等で公表します。
(7)	ヒアリングの実施	暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。

※トライアル・サウンディングへの参加実績は、将来、本市が行う公民連携事業に一切影響を及ぼすものではありません。

(1) 事前相談・現地調査

①事前相談

提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。事前相談を希望する場合は、事務局へ電話または応募フォームにより申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。

②現地調査

提出書類作成のために現地調査を希望する場合は、事務局へ電話または応募フォームにより申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。

現地調査にあたっては、施設管理者および利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

(2) 利用申込書等の提出

利用希望者は、次の書類を提出することとします。なお、利用期間は、1日から1ヶ月程度とし、各種イベント等が重なった場合は、日時等の調整をお願いする場合があります。

【提出書類】

トライアル・サウンディング利用申込書（様式1号）

誓約書（様式2号）

【提出先】

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局

(案)

(3) 提案審査

①書面審査

提出書類に基づき、事務局および公共施設等を所管する課において、審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施します。

②審査結果の通知

使用許可となった利用希望者に対し、使用を承認する通知書（様式3号）を発行します。審査結果に対する異議は申し立てることができません。

③使用料等

暫定利用に係る使用料は、原則として免除します。ただし、暫定利用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担額を徴収する場合があります。

(4) 使用許可等の申請

承認された提案について、次の書類を提出し、事業実施に必要となる使用および減免の許可を受けてください。

【提出書類】

都市公園占用許可申請書

都市公園内行為許可申請書

使用料（占用料）減免申請書

【提出先】

花見川・稲毛公園緑地事務所

(5) 暫定利用の実施

使用を承認する通知書（様式3号）および占用許可証を交付された利用希望者は、許可証に記載された条件のとおり公共施設等を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、通知書および占用許可証を携行するようにしてください。

(6) 実施報告書等の提出

暫定利用期間が満了した後に、利用希望者は使用実績等をまとめた資料を本市に提出するものとします。

①実施報告書（様式第4号）

提出先：花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局

②完了届

提出先：花見川・稲毛公園緑地事務所

(7) ヒアリングの実施

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。

(案)

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱いおよび特許権等の扱い

①提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

②利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。
また、第三者に情報を漏らしません。

③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは利用者希望者に帰属することとします。

9 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

①確実に実施できる利用内容であること。

②花見川千本桜緑地を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。

③暫定利用にあたって、本町の財政負担を求めるものでないこと。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは提案の対象外とします。

①政治的または宗教的活動

②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

⑤公序良俗に反し、または反社会的な活動

⑥その他、本市が公共施設等との関連性が低いと判断する行為、内容

10 リスク分担

トライアル・サウンディングにおける責任およびリスク分担の考え方は、利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用希望者が負うものとします。

(案)

1 1 事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、本市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただく（行政財産使用許可取消通知書を発行する）ことがあります。

1 2 申込先・連絡先

【花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局】

受注者（トライアル・サウンディングの運用について）

住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

mail：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇.〇〇〇

1 3 過去に開催したイベントの様子

（1）花見川

①ちばかわまつり2025「花見川」

HP： <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025hanamigawa.html>

②ちばかわまつり「花見川」×千葉県誕生150周年記念事業

HP： <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/umisato-terrace.html>

（2）都川

①ちばかわまつり2025「都川」

HP： <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi2025miyakogawa.html>

②ちばかわまつり「都川」×千葉県誕生150周年記念事業（雨天中止）

HP： <https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/chibakawamaturi-miyakogawa.html>

(案)

巻末資料

1. 基礎情報

名 称	花見川千本桜緑地
所 在 地	千葉市花見川瑞穂1-3-1ほか
区 域 区 分	市街化区域
公 園 種 別	緑地
敷 地 面 積	約1.28ha（全体面積約1.90haの一部）
駐 車 場	なし

2. 対象区域

